

輸出物品販売場制度の改正について

令和4年6月
国税庁
(令和4年7月改訂)

消費税法等の一部改正により、輸出物品販売場制度について、次の見直しが行われました。

※ 下記の改正は、**令和5年4月1日以後**に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。

1 免税購入できる対象者の見直し

輸出物品販売場において免税で購入することができる非居住者（以下「免税購入対象者」といいます。）の範囲について次のとおり見直されました。

- ① 日本国籍を有しない非居住者については、出入国管理及び難民認定法に規定する「短期滞在」、「外交」又は「公用」の在留資格を有する者等に限ることとされました。
- ② 日本国籍を有する非居住者については、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することについて、在留証明（※1）又は戸籍の附票の写し（※2）であって、その者が最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたもの（以下「証明書類」といいます。）により確認された者に限ることとされました。

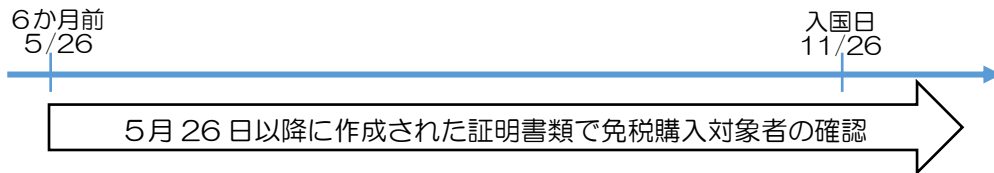
なお、①のうち「短期滞在」の在留資格を有する者及び②の者であっても、国内に住所又は居所を有する者、国内にある事務所に勤務している者、入国後6か月以上経過した者等は、免税購入対象者に該当しません。

また、証明書類の作成日時点において「国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有すること」が証明書類によって確認できる必要があります。


※1 在留証明には、「住所（又は居所）を定めた年月日」及び「本籍地の地番」が記載されたものが必要となります。

※2 戸籍の附票の写しには、「本籍地の地番」が記載されたものが必要となります。

○最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成された証明書類の例



2 旅券等の提示方法の拡大

免税購入対象者が行う旅券等の提示及び提供について、デジタル庁が整備及び管理をする情報システム（Visit Japan Web）を用いて行うことができることとされました。詳細については、今後、国税庁ホームページで公表します。

3 証明書類に記載された情報の国税庁長官への提供・保存等

上記1②の免税購入対象者に対して免税販売を行う事業者は、証明書類に記載された情報を購入記録情報に設定して国税庁長官に提供し保存すること又は証明書類の写しを保存することとされました。

なお、証明書類に記載された情報の購入記録情報への設定方法については、下記4をご覧ください。

～事業者の方へのお願い～

免税販売手続の電子化は、事務負担の軽減や旅行者の利便性向上のために実施されたものであるため、システム改修等に対応可能な事業者の方におかれましては、できる限り証明書類に記載された情報を購入記録情報に設定して国税庁長官に提供していただくようお願いいたします（なお、システム改修等に対応困難な事業者の方等は、証明書類の写しを保存することとして差し支えありません。）。

4 証明書類に記載された情報の購入記録情報への設定について

上記1②の免税購入対象者から提供を受けた証明書類の情報については、次表のとおり証明書類の区分に応じて、購入記録情報の備考欄に設定して国税庁長官に提供することとされました。

免税販売手続	証明書類の区分	購入記録情報の備考欄の設定事項
証明書類に記載された情報の提供を受けた場合	在留証明	確認事項（在※1、在外公館の名称、発給年月日、本籍※2、発給番号）
	戸籍の附票の写し	確認事項（附※1、作成年月日、本籍※2）
（参考） 証明書類の写しを保存する場合	在留証明	確認事項（紙保存適用）
	戸籍の附票の写し	

※1 在留証明を確認した場合には「在」と、戸籍の附票の写しを確認した場合には「附」と設定します。

※2 本籍は、地番まで設定する必要があります。

お知らせ

～免税販売の留意点について～

- 免税対象物品は、お土産品等として国外に持ち帰る目的で購入される物品のうち、通常生活の用に供する物品をいいます。金又は白金の地金、事業用又は販売用のほか転売目的やSNS等で依頼を受けて第三者のために購入することが明らかな物品は、**免税販売の対象とならず、免税売上として認められません。**

※ 免税購入した物品を出国前に譲渡した場合には**罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）**があります。

- 事業者は、免税販売の際、購入者に対して、その免税対象物品がお土産品等として国外に持ち帰る目的で購入されるものであること等を説明する必要があります。

なお、説明方法は、免税販売の際に購入者に対して説明事項を口頭で説明するほか、例えば、

イ 購入者に対して説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を交付する方法

ロ 店舗内に説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を掲示する方法

があります。イ又はロのような方法により説明する場合は、単に書類等を交付又は掲示するだけでなく、内容の確認を促すことが必要となります。

国税庁ホームページの「[輸出物品販売場における輸出免税について](#)」において、購入者への必要な説明事項を記載したリーフレット（英語版、中国語版、韓国語版及び日本語版）を掲載していますので、免税販売時にご活用ください。

※ 上記の説明を含め、免税販売手続を適切に行っていない場合は、**免税売上として認められません。**

～クライアント証明書の更新について～

国税庁認証局のクライアント証明書の有効期間は3年間（発行日から3年後の月末日）です。

引き続きクライアント証明書をご利用の場合は、有効期間が満了する前に、新しいクライアント証明書への更新作業を実施していただく必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページの「[国税庁認証局（クライアント証明書発行手続等）について](#)」のページをご覧ください。